

○国立大学法人茨城大学構内における撮影に関する申合せ

(令和4年6月21日申合せ第2号)

第1 この申合せは、国立大学法人茨城大学構内における撮影に関する取扱要項第17条の規定に基づき、撮影に関する必要事項を定めるものとする。

第2 撮影当日の遵守事項

- (1) 撮影中に事故又はトラブル等が発生した場合は、被害者の救護及び被害の拡大防止に努め、必要な措置を講じるとともに、直ちに守衛所及び財務部施設課に連絡すること。
- (2) 本学関係者や通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に注意すること。
- (3) 見学者等の誘導及び安全確保は、撮影責任者が責任を持って行うこと。
- (4) 車両の入構・出構は、各キャンパス等が指定する方法により行い、構内は最徐行で通行すること。
- (5) 撮影に必要な電源装置は撮影責任者が用意すること。
- (6) 部外者が入場するおそれがあるため、搬出入時以外は施設の扉を開放したままにしないこと。
- (7) 飲食、喫煙、トイレ等の使用は、指定された場所で行うこと。
- (8) 撮影により発生したゴミ等は、すべて持ち帰ること。
- (9) 火気の使用はできないこと。
- (10) 撮影責任者は、腕章を着用し、撮影終了後は現状復帰を行うこと。
- (11) あらかじめ許可していない撮影当日の時間若しくは場所の変更、又は付帯設備の使用等は認められないこと。

第3 クレジットタイトル

「撮影協力 国立大学法人茨城大学」等のクレジットを表記することとし、可能な限り本学のロゴマークを使用すること。この場合において、クレジット表記ができないときは、本学と協議すること。

第4 掲載誌等の内容を確認するため、雑誌等については掲載誌、映像については記録媒体（DVD等）を本学に提供すること。

附 則

この申合せは、令和4年6月21日から実施する。